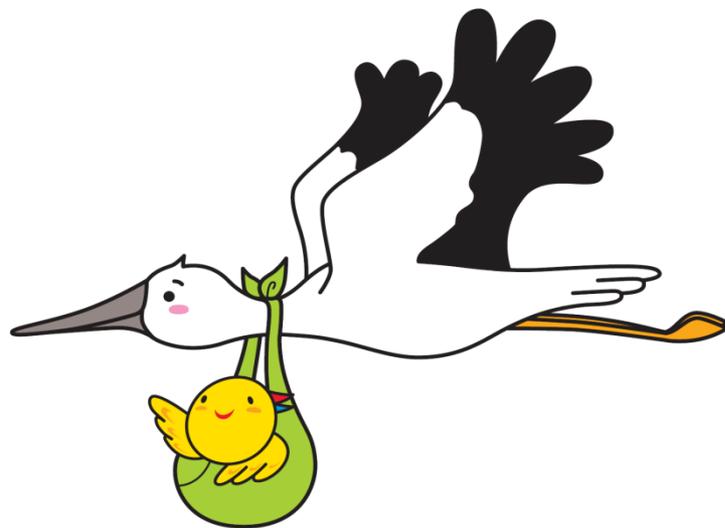


認可・認定基準、移行手続き について

兵庫県 福祉部 こども政策課 こども育成班



認定こども園の基準



幼保連携型認定こども園の認可基準の考え方(国の定める基準)

1. 基本的な考え方

- 学校かつ児童福祉施設たる「単一の施設」としての幼保連携型認定こども園にふさわしい「単一の基準」とする。
- 既存施設(幼稚園、保育所、認定こども園)からの円滑な移行を確保するため、設備に限り、一定の移行特例を設ける。
なお、法施行までに認定を受けた幼保連携型認定こども園については、みなし認可となり、設備について現行基準を適用する。

2. 設置パターン別の基準

施設の設置パターン	基本的考え方	主な基準
【新設】のパターン 新規に新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合	・幼稚園又は保育所の高い水準を引き継ぐ。	<p><学級編制・職員配置基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の子どもの教育時間は学級を編制し、専任の保育教諭を配置。 ・職員配置基準は、4・5歳児25:1、3歳児15:1、1・2歳児6:1、乳児3:1 ※配置数には、幼稚園教諭免許状と保育士資格を有する副園長・教頭を含む(経過措置を設ける)。 <p><園長等の資格></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、教諭免許状と保育士資格を有し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者 ・ただし、これと同等の資格を有する者も認める。(設置者が判断する際の指針を示す) <p><園舎・保育室等の面積></p> <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の園舎面積は幼稚園基準(3学級420㎡、1学級につき100㎡) ・居室・教室面積は、保育所基準(1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人) <p><園庭(屋外遊戯場、運動場)の設置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園庭は同一敷地内又は隣接地に必置とし、面積は、①と②の合計面積 <ul style="list-style-type: none"> ①満2歳の子どもについて保育所基準(3.3㎡/人) ②満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準(3学級400㎡、1学級につき80㎡増)と保育所基準のいずれか大きい方 ※代替地は面積算入せず。一定条件を満たす屋上は例外的に算入可とする。 <p><食事の提供、調理室の設置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供範囲は、保育認定を受ける2号・3号子ども(1号子どもへの提供は園の判断)。 ・原則自園調理。満3歳以上は現行の保育所と同じ要件により外部搬入可。

施設の設置 パターン	基本的考え方	主な基準
<p>【既存の幼稚園・保育所からの移行】のパターン 既存の幼稚園（幼稚園型認定こども園）又は保育所（保育所型認定こども園）を基に、新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な運営が確保されている施設に限り、<u>新たな基準に適合するよう努めることを前提として、「設備」に関して、移行特例を設ける。</u> ・確認制度における情報公表制度において、移行特例の適用状況を公表し、努力義務を実質的に促す。 ・施行10年経過後に、設置の状況等を勘案し、移行特例の内容等を改めて検討。 	<p><園舎面積></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所からの移行の場合→保育所基準（1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人）で可。 ・幼稚園からの移行の場合→幼稚園基準（3学級420㎡、1学級につき100㎡増）で可。 <p><園庭の設置・面積></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所からの移行の場合→保育所基準（満2歳以上3.3㎡/人）で可。 ・幼稚園からの移行の場合→幼稚園基準（3学級400㎡、1学級につき80㎡増）で可。 <p><園庭の設置・面積（代替地・屋上）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・満2歳の子どもの必要面積に限り、一定条件のもと、代替地・屋上の算入可。
<p>【現行の幼保連携型認定こども園からの移行】のパターン 法律上新たな幼保連携型認定こども園の設置認可を受けたものとみなされる場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな基準に適合するよう努めることを前提に、「設備」に関して、現行の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置（法律の附則） 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員配置に関して、現行の幼保連携型認定こども園の配置基準（1号子どもは35:1、2号・3号子どもは年齢別配置基準）によることを認める。 →令和元年度末まで ・設備に関して、現行の幼保連携型認定こども園の設備基準によることを認める。（学級編制、運営などについては、新設と同じ基準）

※現行とは平成27年3月31日までの制度のことを指します。

※新設以外の移行のパターンについては、施行後10年を目処に見直すことが検討されています。

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定基準について (国が告示で定める参酌基準)

主な内容

職員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児 3:1 / 1・2歳児 6:1 / 3歳児 15:1 / 4・5歳児 25:1 ・満3歳以上の教育時間相当利用時及び教育及び保育時間相当利用時の共通の4時間程度については学級を編制。 ・園長を配置。
職員資格	<ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましい。(いずれかでも可) ・満3歳未満→保育士資格が必要。
施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・建物及びその附属設備は同一の敷地内又は隣接する敷地内にあることが望ましい。 ・保育施設又は遊戯室、屋外遊戯場(※)及び調理室(※)が必置。また、2歳未満の子どもを入所させる場合には乳児室又はほふく室が必置。 ※保育所型、地方裁量型については、一定の要件のもと付近の適当な場所への代替可。 ※自園調理が原則。満3歳以上は外部搬入可。自園調理を必要とする子どもの数が19人以下の場合は調理設備で可。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価、外部評価及びその公表の実施 ・保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は1日8時間が原則。(子、家庭の状況等を考慮し、認定こども園の長が設定。) ・開園日数及び開園時間は地域の実情に応じ設定。

幼稚園及び保育所と幼保連携型認定こども園の認可基準(職員・施設等)の比較

	幼稚園	保育所	幼保連携型認定こども園																																																															
職員配置基準	[必要な職員の種類] (ア) 必置職員 ○園長 ○教諭 ○学校医 ○学校歯科医 ○学校薬剤師	[必要な職員の種類] (ア) 必置職員 ○施設長 ○保育士 ○嘱託医 (イ) 例外的に置かないことができる職員 ○調理員	[必要な職員の種類] (ア) 必置職員 ○園長 ○保育教諭 ○学校医 ○学校歯科医 ○学校薬剤師 (イ) 例外的に置かないことができる職員 ○調理員 (ウ) 園長が園長資格8(3)該当の場合に必置となる職員 ○副園長(又は教頭、主幹保育教諭)←両免許・資格が必要																																																															
職員配置数	1学級あたり専任教諭1人	0歳児 3人につき1人 1,2歳児 6人につき1人 3歳児 15人につき1人 4,5歳児 25人につき1人 総数が常時2名以上	1学級あたり専任保育教諭1人 0歳児 3人につき1人 1,2歳児 6人につき1人 3歳児 15人につき1人 4,5歳児 25人につき1人 総数が常時2名以上																																																															
学級編制	(原則) ・学年の初めの日の前日において同じ年齢の子どもで編制 ・1学級の子ども数は、3歳児は25人以下、4・5歳児は35人以下	/	(原則) ・学年の初めの日の前日において同じ年齢の子どもで編制 ・1学級の子ども数は、3歳児は25人以下(複数担任の場合は35人以下、4・5歳児は35人以下)																																																															
施設基準	[備えなければならない施設] ○保育室(※学級数以上) ○遊戯室 ○職員室・保健室(兼用可) ○便所 ○飲料水用設備 ○手洗用設備、足洗用設備 ○運動場(※同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則)	[備えなければならない施設] ○保育室又は遊戯室(2歳以上) ○乳児室又はほふく室(2歳未満) ○医務室 ○便所 ○調理室 ○手洗用設備、足洗用設備 ○屋外遊戯場(※近所の公園、神社の境内等で代替可)	[備えなければならない施設] ○保育室(2歳以上)(※3歳児以上の保育室は学級数以上) ○乳児室又はほふく室(2歳未満) ○遊戯室 ○職員室・保健室(兼用可) ○便所 ○調理室 ○飲料水用設備 ○手洗用設備、足洗用設備 ○園庭(※同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則)																																																															
面積基準	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">園舎</td> <td>1学級</td> <td>180㎡</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>320+100×(学級数-2)㎡</td> </tr> <tr> <td>保育室</td> <td colspan="2">53㎡以上</td> </tr> <tr> <td>遊戯室</td> <td colspan="2">100㎡以上かつ専用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">運動場</td> <td>2学級以下</td> <td>330+30×(学級数-1)㎡</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400+80×(学級数-3)㎡</td> </tr> </table>	園舎	1学級	180㎡	2学級以上	320+100×(学級数-2)㎡	保育室	53㎡以上		遊戯室	100㎡以上かつ専用		運動場	2学級以下	330+30×(学級数-1)㎡	3学級以上	400+80×(学級数-3)㎡	<table border="1"> <tr> <td>園舎</td> <td colspan="2">基準なし</td> </tr> <tr> <td>保育室(遊戯室)</td> <td colspan="2">子どもの数×1.98㎡</td> </tr> <tr> <td>乳児室</td> <td colspan="2">子どもの数×1.65㎡</td> </tr> <tr> <td>ほふく室</td> <td colspan="2">子どもの数×3.3㎡</td> </tr> <tr> <td>屋外遊戯場</td> <td colspan="2">2歳以上の子どもの数×3.3㎡</td> </tr> </table>	園舎	基準なし		保育室(遊戯室)	子どもの数×1.98㎡		乳児室	子どもの数×1.65㎡		ほふく室	子どもの数×3.3㎡		屋外遊戯場	2歳以上の子どもの数×3.3㎡		<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">園舎</td> <td>1学級</td> <td>180㎡</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>320+100×(学級数-2)㎡</td> </tr> <tr> <td>2歳児</td> <td>子どもの数×1.98㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保育室</td> <td>3歳児以上</td> <td>子どもの数×1.98㎡</td> </tr> <tr> <td colspan="2">53㎡以上</td> </tr> <tr> <td>乳児室</td> <td colspan="2">子どもの数×1.65㎡</td> </tr> <tr> <td>ほふく室</td> <td colspan="2">子どもの数×3.3㎡</td> </tr> <tr> <td>遊戯室</td> <td colspan="2">100㎡以上かつ専用</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">園庭</td> <td rowspan="2">2歳児</td> <td>子どもの数×3.3㎡</td> </tr> <tr> <td>子どもの数×3.3㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳児以上</td> <td>① 2学級以下</td> <td>330+30×(学級数-1)㎡</td> </tr> <tr> <td>② 3学級以上</td> <td>400+80×(学級数-3)㎡</td> </tr> <tr> <td colspan="2">子どもの数×3.3㎡</td> </tr> </table>	園舎	1学級	180㎡	2学級以上	320+100×(学級数-2)㎡	2歳児	子どもの数×1.98㎡	保育室	3歳児以上	子どもの数×1.98㎡	53㎡以上		乳児室	子どもの数×1.65㎡		ほふく室	子どもの数×3.3㎡		遊戯室	100㎡以上かつ専用		園庭	2歳児	子どもの数×3.3㎡	子どもの数×3.3㎡	3歳児以上	① 2学級以下	330+30×(学級数-1)㎡	② 3学級以上	400+80×(学級数-3)㎡	子どもの数×3.3㎡	
園舎	1学級		180㎡																																																															
	2学級以上	320+100×(学級数-2)㎡																																																																
保育室	53㎡以上																																																																	
遊戯室	100㎡以上かつ専用																																																																	
運動場	2学級以下	330+30×(学級数-1)㎡																																																																
	3学級以上	400+80×(学級数-3)㎡																																																																
園舎	基準なし																																																																	
保育室(遊戯室)	子どもの数×1.98㎡																																																																	
乳児室	子どもの数×1.65㎡																																																																	
ほふく室	子どもの数×3.3㎡																																																																	
屋外遊戯場	2歳以上の子どもの数×3.3㎡																																																																	
園舎	1学級	180㎡																																																																
	2学級以上	320+100×(学級数-2)㎡																																																																
	2歳児	子どもの数×1.98㎡																																																																
保育室	3歳児以上	子どもの数×1.98㎡																																																																
	53㎡以上																																																																	
乳児室	子どもの数×1.65㎡																																																																	
ほふく室	子どもの数×3.3㎡																																																																	
遊戯室	100㎡以上かつ専用																																																																	
園庭	2歳児	子どもの数×3.3㎡																																																																
		子どもの数×3.3㎡																																																																
	3歳児以上	① 2学級以下	330+30×(学級数-1)㎡																																																															
		② 3学級以上	400+80×(学級数-3)㎡																																																															
子どもの数×3.3㎡																																																																		

認定こども園の学級編制について

1 利用する子どもの数に対する基準適否の判断

保育所と同様の判断

定員の遵守(やむを得ない場合は超過も可)
人員配置(例えば0歳児は3:1の職員配置)
保育室等の確保(例えば、2歳児以上は1人当たり
1.98㎡以上必要)

+

認定こども園のみに適用

学級編制
1学級35人以下
(3歳児は25人以下)

2 1学級当たりの子どもの数について

年齢	子どもの数	備考
4・5歳児	35人以下	国基準を準用
3歳児	25人以下	県独自基準(複数担任を配置する場合は、35人まで可)

※学級は、原則、学年の初めの日の前日において同じ年齢の園児で編制する。

3 【事例】保育所の施設基準では問題ないが、学級編制等で問題となるケース

①保育所基準(55人×1.98㎡=108.9㎡)を超えた保育室が1つあり保育所基準はクリア。
 しかし、5歳児の学級は1学級35人以下で編制する必要があるため、この場合、2学級が必要となり、基準を満たしていない。
 (※保育室は必要学級数以上に確保する必要がある)

②3歳児の学級は1学級25人以下で編制する必要があるため、1学級13人(バランス、担任負担を考慮し26人の半分)を2学級とした場合、(1)の保育室は、保育所基準(13人×1.98㎡=25.74㎡)をクリアしているが、認定こども園基準(3～5歳児の保育室は53㎡以上)をクリアできていない。
 この場合、複数担任を配置することとすれば、1学級26人で(2)の保育室1室で基準を満たすことができる。
 (※H26年度以前に保育所であった施設を使用する場合、移行特例(保育所基準)の適用が可能となる)

児童の年齢	子どもの数	子どもの数の内訳			保育室等の面積		必要な学級数	実際の学級数	
		保育認定(2号・3号)		教育標準時間認定(1号)	必要面積	保有面積(内法有効)			
0歳児	4人	3号認定	4人	1号認定	8人	6.6㎡	9.86㎡	/	/
1歳児	12人		12人			39.6㎡	45.66㎡		
2歳児	17人		17人			33.66㎡	39.47㎡		
3歳児	26人	2号認定	18人	1号認定	27人	53㎡	(1) 40.02㎡	2学級	2学級
			53㎡			(2) 55.49㎡			
4歳児	50人		23人			53㎡	54.28㎡	2学級	2学級
		27人	53㎡	57.44㎡					
5歳児	55人	30人	25人	108.90㎡	111.70㎡	2学級	1学級		
計	164人	104人	60人	400.76㎡	413.92㎡	6学級	5学級		

③4歳児27人、5歳児25人の定員設定は、4歳児の全員が5歳児に進級できるよう設定されていないため、定員設定に問題がある。

認定こども園における学級担任の配置

○ 基本的な考え方

教育時間について学級担任は、各学級に少なくとも1人以上を原則、常勤かつ専任で配置

※ 配置にあたり、公定価格上は学級編制調整加配加算で評価

規定	内容
基準省令 (幼保連携型)	第5条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を一人以上置かなければならない。
基準告示 (幼保連携型以外)	第2 職員配置 2 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するものに共通の4時間程度の利用時間については、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員(以下「学級担任」という。)に担当させなければならない。(以下、省略)
公定価格	公定価格に関するFAQ(第26版) No.218 学級担任は原則常勤専任であること。

定員設定について

例：保育所から移行の場合

○ 基本的な考え方

- ・認可定員とは、施設が教育・保育を提供できる最大の受入人数（県（政令・中核市含む）での認可）
- ・利用定員とは、実際に施設を利用できる人数（市町で設定）
- ・原則、「認可定員＝利用定員」で設定

○ 定員（数）設定における留意点

認可（認定）日の入所見込児童数
 \leq 定員数

となるように右表等で確認のうえ設定（弾力運用を前提とした定員設定は認めない）

在籍児童予定数 確認表

認定区分	児童の年齢	現認可定員数 (R6. 5. 1時点) A	在籍児童数 (R6. 5. 1時点) B	認可定員予定数 (R7. 4. 1時点) C	在籍児童予定数 (R7. 4. 1時点) D	差引 C-D
3号認定	0歳児					0
	1歳児				0人	0
	2歳児				0人	0
2号認定	3歳児				0人	0
	4歳児				0人	0
	5歳児				0人	0
1号認定	3歳児					0
	4歳児					0
	5歳児					0
計		0人	0人	0人	0人	0

※認定こども園の認可定員予定数を設定する際に作成して下さい。

※原則、DはBの児童数の区分ごとに+1歳すること。

（特別な事情がある場合には、別途理由を整理すること）

Dの0歳児及び1号認定の在籍児童予定数については、適宜見込むこと。

※差引にマイナスがたつ場合には、認可・認定申請はできません。

認可定員予定数を見直して、差引にマイナスが立たないようにしてください。

※申請書（参考資料含む）の定員数（子どもの数）は、Cと合致すること。

定員の弾力運用(定員を超えた児童等の受け入れ)について

【定員の遵守】

特定教育・保育施設は、利用定員を超えて教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、次の場合、この限りではない。

(弾力運用の実施要件)

- ・待機児童が発生している(する)場合
- ・他施設の定員減少や廃止により教育・保育の提供が必要となった場合
- ・災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合

※特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第22条

【弾力運用の対象施設】

入所児童数(定員超過分も含む)に対し、設備運営基準(保育室等の面積、職員配置)、その他関係通達に定める基準を満たし得る施設

※保育所への入所円滑化対策実施要綱

【弾力運用可能期間】

定員を超えている状況が恒常的に亘る(年間平均在所率が常に(1号は連続する2年、2・3号は連続する5年)120%以上)場合、定員の見直し等を積極的に行うこと。

※保育所への入所の円滑化について

当該年度における各月の
初日の在園児の総和

÷

当該年度における各月の
初日の定員の総和

=

年間平均在所率

○その他留意事項

- ・弾力運用は、待機児童の解消を目的に、当面の間、特例的に認められたものである。
- ・定員を減少し(給付費における)定員区分を変更しながら弾力運用を行うなど、意図的に目的に沿わない対応とならないようにすること。
- ・定員を超えている状況が恒常的に亘る場合、公定価格の減算調整が適用される。
- ・市町は、減算調整の適用が始まる前に、事業者に対し定員の見直し等の対応を促すよう積極的に働きかけること。
- ・定員の見直し(変更)を行う場合は、事業者と市町と十分に協議を行うこと。また、「自治体向けFAQ」や「公定価格に関するFAQ」などを参考にする。

幼保連携型認定こども園の園則と運営規程について

運 営 規 程		園 則	
運営基準（※1）第20条		認定こども園法施行規則（※2）第16条	
第1号	施設の目的及び運営の方針	—	—
第2号	提供する教育・保育の内容	第2号	教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項
第3号	職員の職種、員数及び職務の内容	第4号	利用定員及び職員組織に関する事項
第4号	教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日	第1号	学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項
第5号	保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額	第6号	保育料その他の費用徴収に関する事項
第6号	子どもの区分ごとの利用定員	第4号	利用定員及び職員組織に関する事項【再掲】
第7号	施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項	第5号	入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項
第8号	緊急時等における対応方法	—	—
第9号	非常災害対策	—	—
第10号	虐待の防止のための措置に関する事項	—	—
第11号	その他施設の運営に関する重要事項	第7号	その他施設の管理についての重要事項
		第3号	保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項

確認を受けた定員

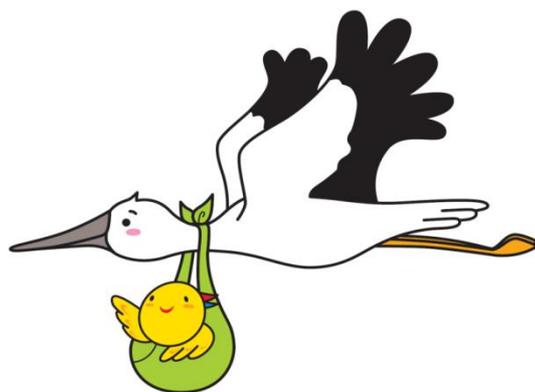


認可定員

（※1）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）

（※2）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）

認定こども園における教育・ 保育従事者（保育教諭等）



幼稚園・保育所・認定こども園における職員(教諭・保育士・保育教諭等)の必要な資格

学齢	幼稚園	保育所	認定こども園			
			幼保連携型	幼稚園型	保育所型	特定認可外 保育施設型
3歳未満		保育士資格	幼稚園教諭免許状及び 保育士資格 (R12.3末まで経過措置あり) 【取扱通知】 保育士資格を有することが望ましい	保育士資格	保育士資格	保育士資格
3歳以上	教育課程に基づく 教育従事者	幼稚園教諭 免許状	幼稚園教諭免許状及び 保育士資格 (R12.3末まで経過措置あり) 【取扱通知】 学級担任は、幼稚園教諭免許状(臨時を含む)を有することが望ましい	幼稚園教諭免許状 又は保育士資格 (両方有することが望ましい)	幼稚園教諭免許状 又は保育士資格 (両方有することが望ましい)	幼稚園教諭免許状 又は保育士資格 (両方有することが望ましい)
				幼稚園教諭免許状	幼稚園教諭免許状 【幼稚園教諭配置が困難な場合】 保育士資格を有する者でも可(幼稚園教諭免許状取得を目指し、同等の能力を有する者に限る)	幼稚園教諭免許状 【幼稚園教諭配置が困難な場合】 保育士資格を有する者でも可(幼稚園教諭免許状取得を目指し、同等の能力を有する者に限る)
	保育に従事する者	保育士資格	幼稚園教諭免許状及び保育士資格(R12.3末まで経過措置あり)	保育士資格 【保育士配置が困難な場合】 幼稚園教諭免許状を有する者でも可(保育士資格取得を目指し、保育士と同等の能力を有する者に限る)	保育士資格	保育士資格 【保育士配置が困難な場合】 幼稚園教諭免許状を有する者でも可(保育士資格取得を目指し、保育士と同等の能力を有する者に限る)

幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭の資格及び教員免許更新

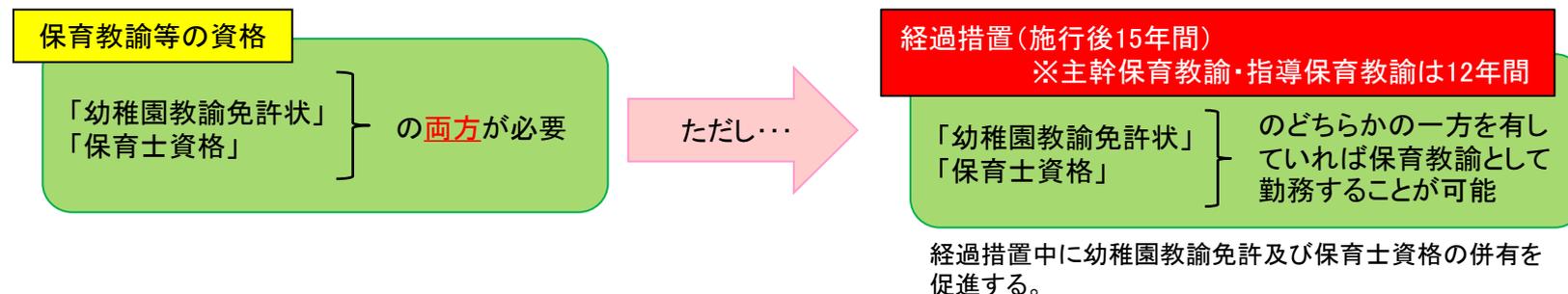
【基本的制度】

改正認定こども園法(平成24年法律第66号)において、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設として新たな「幼保連携型認定こども園」が創設されました。

その職員である「保育教諭等(主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭または講師(保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。))」は、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することを原則としています。

ただし、改正認定こども園法の施行の日(※)から15年間(主幹保育教諭、指導保育教諭については12年間)は、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを有していれば、保育教諭等になることができるとする経過措置を設けております(改正認定こども園法施行規則附則第5条)。

※平成27年4月1日



【教員免許更新制について】

「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」の施行により
令和4年6月末で幼稚園教諭免許(教員免許)の更新制度が廃止となった。

※令和4年7月1日以降に発行される免許状は、有効期限のないものとなります。
※令和4年6月30日以前に発行された免許状は、有効期限日により取扱いが異なります。

令和4年7月1日以降の教員免許状の取扱いについて

- 施行日（令和4年7月1日）時点で有効な教員免許状（**休眠状態のものを含む**）は、**手続なく、有効期限のない免許状となる。**
- 施行日前に有効期限を超過した教員免許状の扱いは次のとおり。

新・旧免許の別 (注1)	有効期限の日満了時点で 現職教師 (注2)	有効期限の日満了時点で 非現職教師 (パーパーティーチャー等)
新免許状	失効	失効
旧免許状	失効	休眠

※失効した免許状については、都道府県教育委員会に再授与申請手続（注3）を行うことで、有効期限のない免許状の授与を受けることが可能。（注4）→https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/010/1314009_00001.htm

(注1) 新免許状、旧免許状の別は以下のとおり。

新免許状：更新制導入後（平成21年4月1日以降）に初めて免許状の授与を受けた者が保有する免許状

旧免許状：更新制導入前（平成21年3月31日以前）に初めて免許状の授与を受けた者が保有する免許状

※旧免許状保有者が更新制導入後に新たに他の免許状の授与を受けた場合、新たに授与されたものも含め、「旧免許状」として取り扱われる。

このため、同一の者が新・旧免許状を両方保有することはない。

（例：平成21年3月31日以前に中学校教諭免許状を取得し、平成21年4月1日以降に小学校教諭免許状を取得した場合など）

(注2) 「現職」「非現職」の判定時点は、有効期限の日満了時点。「現職教師」には、産休・育休その他の休業・休職中の者等も含む。

有効期限の日は、新免許状は免許状に記載され、旧免許状は生年月日に基づく割振による（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index1.htm）。

ただし、更新、延期・延長、免除、回復確認手続を行った場合はそれぞれの証明書に新たな期限が記載されている。

(注3) 再授与申請手続に必要な書類等については、各都道府県教育委員会が定めている。

(注4) 極めて例外的なケース（平成12年の教育職員免許法改正に伴う経過措置により授与された免許状）については、免許状が再授与されない場合がある。

「令和4年7月1日以降の教員免許状の扱いについて※改正教育職員免許法施行時」の補足説明です。

(注1の補足) 新免許状には有効期間があり、旧免許状には有効期間はありませんが生年月日等に従って割り振られた修了確認期限が設定されています。本表ではこれらを合わせて「有効期限」と表記しています。「有効期限」の自己確認方法については文部科学省HPの以下のページを参考にしてください。

[トップ > 教育 > 教員の免許、採用、人事、研修等 > 教員免許更新制 > <ケース別>更新手続きの流れ > 新免許状所持者（平成21年4月以降に初めて免許状を授与された方）](#)

[トップ > 教育 > 教員の免許、採用、人事、研修等 > 教員免許更新制 > 修了確認期限をチェック](#)

(注2の補足) 「現職」「非現職」の判定時点は、有効期限の日満了時点です。

「現職教師」には、産前・産後休暇、育児休業、介護休業、病気休職等、休暇、休業、休職中の者も含まれます。

有効期限の日に退職した教員について、定年退職、任期満了退職者は「現職教師」、自己都合退職、勧奨退職者は「非現職教師」の扱いとなります。

本表でいう「現職教師」とは「更新講習の受講義務者」を指します。具体的には以下のとおりです。

- 1) 校長、副校長、教頭、及び教員（ただし、指導改善研修受講中の者を除く。）
- 2) 教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者
- 3) 2) に準ずる者として免許管理者が定める者

(注3の補足) 再授与申請手続に必要な書類等については、各都道府県教育委員会が定めています。

(必要書類の例) ・申請書

- ・学力に関する証明書（学位と単位の取得・修得状況確認）
- ・介護等体験証明書（小中学校教員に必要な体験実施状況）
- ・戸籍抄本・謄本（原簿に登録するための氏名・本籍地の確認用）
- ・宣誓書（免許授与の欠格要件に該当しないことの確認）

(注4の補足) 平成12年改正教育職員免許法（平成12年法律第29号）附則第2項各号及び第3項の経過措置により授与された免許状は、失効した場合再授与されません。

認定こども園法改正に伴う幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例について

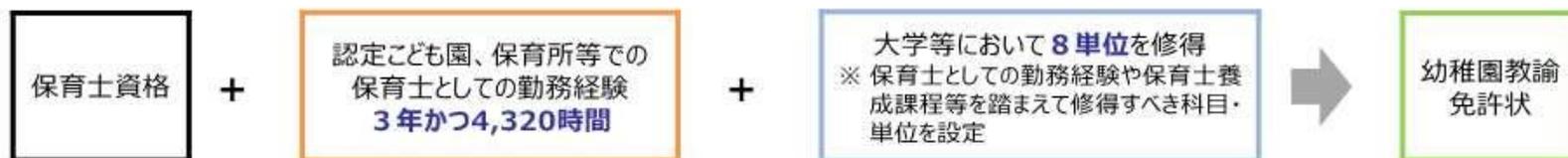
1. 幼保連携型認定こども園と保育教諭

- 認定こども園法の改正により、平成27年4月に「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」としての新たな「幼保連携型認定こども園」が創設。
- 幼保連携型認定こども園は、教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」については、免許法において「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有していることを原則としている。
- 一方、幼保連携型認定こども園への円滑な移行を進めるため、改正認定こども園法では、施行後10年間は、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを有していれば、保育教諭となることができるとする経過措置を設けている。

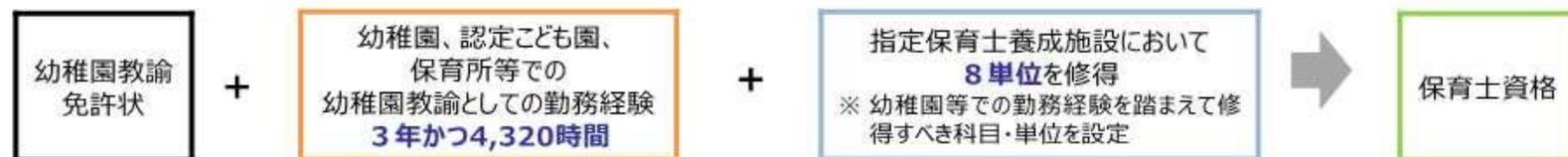
2. 免許・資格の併有促進（現行）

- 免許・資格の併有を促進するため、令和12年度末までの経過措置として、保育所、幼稚園、認定こども園等における勤務経験を評価することにより、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数等を軽減する特例を設けている。

【幼稚園教諭免許状】 保育士としての勤務経験を評価し、幼稚園教諭免許状の取得に必要な単位数を軽減



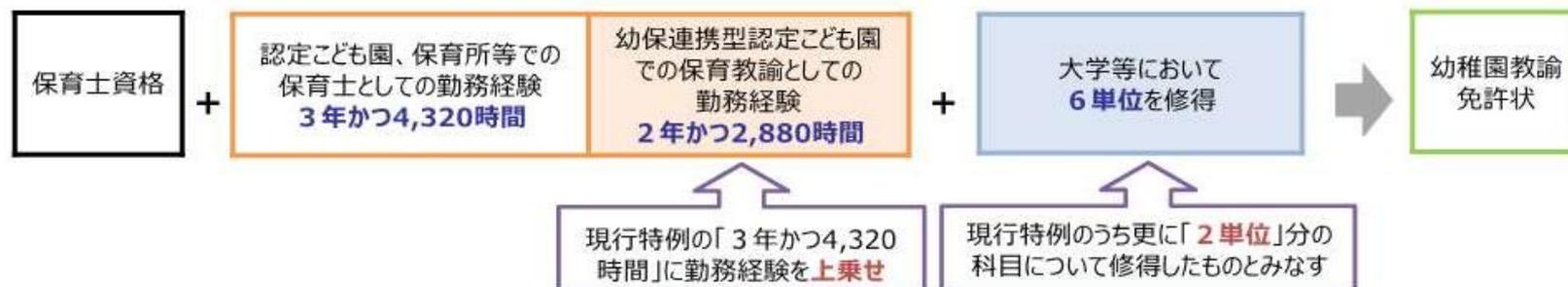
【保育士資格】 幼稚園教諭としての勤務経験を評価し、保育士資格の取得に必要な単位数を軽減



3. 免許・資格の併有の更なる促進（令和5年4月～）

- 令和元年12月の子ども・子育て会議取りまとめにおいて、「令和12年度末までの保育教諭の資格特例に係る経過措置期間中に更なる免許状・資格の併有を促進するため、保育者の質の確保に留意しつつ、認定こども園で保育教諭としての勤務経験を有する場合、上記特例の適用に当たって考慮できる点はないか等、・・・特例の在り方について、引き続き更なる検討を進めるべき」とされた。
- これを踏まえ、令和5年度より、更なる併有促進策として、免許法施行規則の改正により、現行特例の勤務経験に係る要件に加えて、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後の幼保連携型認定こども園における保育教諭としての勤務経験を2年かつ2,880時間以上有する職員については、取得すべき8単位のうち更に2単位を取得したものとみなす特例を設けることとする。
- 幼保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育と保育を一体的に、かつ0歳から小学校就学前まで一貫して提供する施設であり、保育教諭として勤務していれば、教育・保育両方に係る経験を積んでいるものと考えられる。そうした勤務経験を加味し、実践を通して、幼児の発達に即して、主体的・対話的で深い学びが実現する過程を踏まえて具体的な指導場面を想定して保育を構想する方法や、育みたい資質・能力の育成に必要な、教育の方法、教育の技術等について経験を積んでいることから、①保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）（1単位分）、また、幼児理解に関する経験を積んでいることから、②幼児理解の理論及び方法（1単位分）、計2単位分を修得したものとみなすこととする。

【幼稚園教諭免許状授与の所要資格の更なる特例】



※厚生労働省において、保育士資格についても同様の特例を措置。

保育士資格取得の特例の概要

- 幼稚園教諭免許状・保育士資格の併有を促進するために、**幼稚園教諭免許状所有者の保育士試験における保育士資格取得の特例**を設ける。

※新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から15年後までの特例

【通常の制度】

指定保育士養成施設で68単位の教科目を修得し卒業

または

保育士試験で筆記試験(9科目)及び実技試験を合格

保育士登録

<9科目及び実技試験>
 ・「保育の心理学」、「教育原理」、「保育実習実技」
 ・「保育実習理論」
 ・「社会福祉」、「社会的養護」、「子どもの保健」、
 「子どもの食と栄養」、「保育原理」、「子ども家庭福祉」

【特例制度】 ※幼稚園教諭免許状所有者

1. 従来の特例制度【3年特例】

※(1)及び(2)の順序は不問。

(1) 3年かつ4,320時間(※)の実務経験

- 対象施設は以下のとおり

幼稚園、認定こども園、保育所、特別支援学校幼稚部、
 小規模保育事業を実施する施設、事業所内保育事業を実施する施設、
 特例保育を実施する施設、
 認可外保育施設(認可外保育施設指導監督基準を満たし、一定規模の集団により
 継続的に保育を行う施設)、幼稚園併設型認可外保育施設

(※) 6時間×20日×3年(36ヶ月) = 4,320時間

(2) 8単位の修得

- 指定保育士養成施設において、以下の特例教科目を受講

福祉と養護・2単位 保健と食と栄養・2単位
 乳児保育・2単位 子ども家庭支援論・2単位

2. 更なる特例制度【幼保2年特例】(令和5年4月1日から適用)

(1) 3年かつ4,320時間の実務経験に加えて、 2年かつ2,880時間(※)の幼保連携型認定こども園での実務経験

(注) 1(1)の「3年かつ4,320時間以上」の実務経験に加えて必要とする実務経験

(※) 6時間×20日×2年(24ヶ月) = 2,880時間

(2) 6単位の修得

- 指定保育士養成施設において、以下の特例教科目を受講

福祉と養護・2単位 保健と食と栄養・2単位
 乳児保育・1単位 子ども家庭支援論・1単位

それぞれ(1)及び(2)の要件を満たした場合

保育士試験の筆記試験及び実技試験の免除

<試験科目を免除できる場合>

- 幼稚園教諭免許状所有により、保育士試験のうち、「保育の心理学」、「教育原理」及び実技試験(保育実習実技)の免除
- 3年かつ4,320時間の実務経験により、上記科目に加えて「保育実習理論」の免除
- (2)で修得した単位数に応じて、上記科目に加えて、「社会福祉」、「社会的養護」、「子どもの保健」、「子どもの食と栄養」、「保育原理」、「子ども家庭福祉」の免除
 ※②と③が特例によるもの。

保育士登録

<その他>

実務経験がある場合は16単位の教科目、実務経験がない場合は32単位の教科目を修得することにより、試験科目の全部を免除できる。

認定こども園における保育教諭等配置要件の弾力化

(待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの緊急的・時限的な対応)

【平成28年4月から実施】

① 朝夕など児童が少数となる時間帯における職員配置の要件弾力化

- 保育教諭等最低2人配置要件について、朝夕など児童が少数となる時間帯においては、保育教諭等2名のうち1名は子育て支援員研修を修了した者等に代替可能とする。

※1 都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者(子育て支援員研修を修了した者のほか、保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者や、家庭的保育者など)に代替可能

【対応前】

	7:00~8:30	8:30~17:30	17:30~20:00
保育教諭A			
保育教諭B		16:00	
保育教諭C			
保育教諭D		11:00	

【対応後】

	7:00~8:30	8:30~17:30	17:30~20:00
保育教諭A		16:00	
保育教諭B			
保育教諭C			
保育教諭D		11:00	
無資格E			
無資格F			

② 小学校教諭及び養護教諭の活用

- 保育教諭と近接する職種である小学校教諭、養護教諭を、保育教諭等に代えて活用可能とする。

※2 小学校教諭は5歳児を中心に保育することが望ましい

※3 保育を行う上で必要な研修(子育て支援員研修など)の受講を求める

③ 長時間開所等に伴って必要となる職員配置の要件弾力化

- 11時間開所8時間労働としていることなどにより、認可の際に最低基準上必要となる保育教諭等数(例えば15名)を上回って必要となる保育教諭等数(例えば15名に追加する2名)について、子育て支援員研修を修了した者等に代替可能とする。

※4 ①における要件に加え、保育教諭の資格取得を促していく

※5 公定価格上は、研修代替要員や年休代替要員、休憩保育教諭等の要件を弾力化

※②③の特例適用に当たっては、全体で1/3を超えない(保育教諭等を2/3以上配置する)ことが必要
また、学級担任は保育教諭等である必要があり、本特例の対象外である

※①③の特例適用に当たっては、知事(政令市・中核市の場合は市長)が保育教諭等と同等の知識及び経験を有すると認める者と認めた者でなければならない

知事が保育教諭等と同等の知識及び経験を有すると認める者

1 対象者

- ① 保育所又は認定こども園において常勤で1年以上保育業務に従事した者
- ② 家庭的保育者
- ③ 子育て支援員研修のうち地域保育コース(地域型保育)を修了した者

2 特例の利用が認められない場合

次の①から③のいずれかに該当する園は、特例を利用することはできない。

- ① 過去3年間(認定こども園への移行前も含む)の指導監査において、知事から勧告や改善命令、文書指摘(職員配置の不備に係るものに限る。)を受けている場合
- ② 新たに開設した年度又は開設後未だ指導監査を受けていない場合
- ③ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園において特例対象の職員を配置することにより、本来の保育所又は幼稚園の認可基準、認可外保育施設指導監督基準を満たさなくなる場合

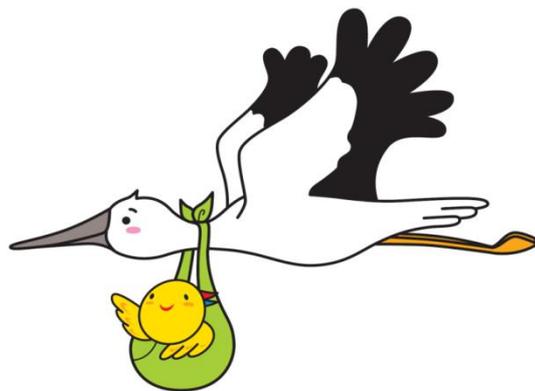
3 特例を利用できる期間

令和10年3月31日まで。

令和10年度以降の対応については、令和9年度に特例の利用状況等について検証を行った上で判断する。

利用にあたっては、事前に
県への報告が必要

兵庫県の認可・認定要件 (認定こども園の認可等に 関する条例)



認可・認定基準の概要(その1)

認定基準等の項目等		準拠する認可基準	県の条例				
			幼保連携型(認可)	幼稚園型(認定)	保育所型(認定)	特定認可外保育施設型(認定)	
対象児童	0～2歳児		保育を必要とする子ども				
	3～5歳児		全ての子ども				
職員配置	0～2歳児	〈保育所基準〉	0歳児 3人につき1人 1、2歳児 6人につき1人				
	3～5歳児	〈保育所基準〉	3歳児 15人につき1人 4、5歳児 25人につき1人 (保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、 当分の間この規定は適用しない。)				
学級編	3～5歳児	〈幼稚園基準〉	3、4、5歳児は1学級35人以下 3歳児は1学級25人以下。ただし、3歳児で1学級25人を超えて35人以下の学級編制を行う場合は、各学級ごとに専任の教諭1人を加配(県独自)				
基準 職員資格	園長		教諭免許状(専修又は一級免許状)・保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者。 ※「同等の資質」を有する者も可		教育・保育及び子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理・運営を行う能力を有する者。		
	職員	0～2歳児	〈保育所基準〉	保育士資格・幼稚園教諭免許の併有 ※法施行後5年間は、保育士資格・幼稚園教諭免許のいずれかの資格で可		保育士資格	
		3～5歳児	〈幼稚園基準及び保育所基準〉			保育士資格・幼稚園教諭免許の併有又はいずれかの資格を有すること	
	学級担任		〈幼稚園基準〉			幼稚園教諭免許	※保育所型、特定認可外保育施設型については、特例あり。
教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者		〈保育所基準〉	保育士資格			※幼稚園型、特定認可外保育施設型については、特例あり。	
施設設備 園舎	3～5歳児	〈幼稚園基準〉	①1学級: 180㎡ 2学級以上: 320+100×(学級数-2)㎡ ②満3歳未満の園児数に応じた保育室等の必要な面積 ①と②を合算した面積 うち保育室53㎡以上、遊戯室(原則専用)を100㎡以上確保(県独自)		1学級: 180㎡ 2学級以上: 320+100×(学級数-2)㎡		
	既存施設特例	—	保育室等の基準を満たすときは適用なし	—	保育室等の基準を満たすときは適用なし		

認可・認定基準の概要(その2)

認定基準等の項目等		準拠する認可基準	県の条例				
			幼保連携型(認可)	幼稚園型(認定)	保育所型(認定)	特定認可外保育施設型(認定)	
基準	施設設備	保育室等	0~1歳児	乳児室1人につき1.65㎡		ほふく室1人につき3.3㎡	
			2歳児	〈保育所基準〉 保育室又は遊戯室1人につき1.98㎡			
			3~5歳児	保育室又は遊戯室1人につき1.98㎡			
		既存施設特例	—	園舎の基準を満たすときは適用なし		—	園舎の基準を満たすときは適用なし
	調理室及び食事の提供	〈保育所基準〉	0~2歳児	調理室: 必置	調理室: 必置 食事の提供: 一定条件の下、園外からの搬入可(県独自)。加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。	調理室: 必置	調理室: 必置 食事の提供: 一定条件の下、園外からの搬入可(県独自)。加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。
			3~5歳児	—	調理室: 必置 食事の提供: 一定条件の下、園外からの搬入可。加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。		
	園庭・屋外遊戯場	〈幼稚園基準及び保育所基準〉	①満3歳児以上1人につき3.3㎡ ②幼稚園基準(下記参照) ①と②を比較して大きくなる面積に2歳児一人につき3.3㎡を加算	①満2歳児以上1人につき3.3㎡ ②幼稚園基準(下記参照)に2歳児一人につき3.3㎡を加算 ①と②を比較して大きくなる方の基準を採用			
			〈幼稚園基準〉(3~5歳児) 2学級以下: 330+30×(学級数-1)㎡ 3学級以上: 400+80×(学級数-3)㎡				
		既存施設特例	—	保育所は、①+2歳児一人につき3.3㎡で可 幼稚園は、②+2歳児一人につき3.3㎡で可	①又は②いずれかの基準で可(県独自)		保育所基準及び幼稚園基準のいずれかの基準で可
	設置場所特例	〈保育所基準〉	同一敷地内又は隣接地(当分の間、一定条件の下、近隣の公園等、付近にある適当な場所で代替可) 移動の安全確保を明文化(県独自)	(同一敷地内又は隣接地)	一定条件の下、近隣の公園等、付近にある適当な場所で代替可 移動の安全確保を明文化(県独自)		
教育及び保育の内容等		「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の目標が達成されるよう、教育・保育の提供等	「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえ、「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」の目標が達成されるよう、教育・保育の提供等				
子育て支援事業		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号)第2条各号に掲げる事業又は知事が別に定める事業(県独自)					

保育室、遊戯室の面積基準(幼保連携型・幼稚園型)

○子どもの数に応じた必要面積(保育所基準)を満たすほか、

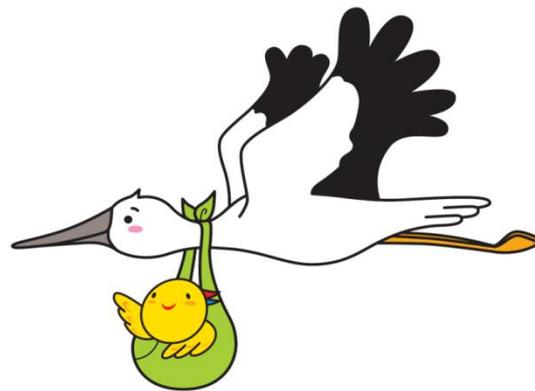
県独自基準として

- 3歳以上児保育室53㎡以上
- 遊戯室(原則専用)を100㎡以上 確保

→ 幼保連携型へ移行する場合で、
既存施設(H26年以前に保育所であったもの)を活用する
場合に限り、既存施設特例として、上記独自基準を適用し
ないことが可能

※幼稚園型は特例なし。

法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例の準用(幼保連携型)



県条例(暴力団排除)

○ 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例 第7条

第2項 児童福祉施設の長は、暴力団員等であってはならない。

第3項 児童福祉施設は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

【具体的な適用範囲等】

ア 施設長

児童福祉施設の施設長は、暴力団員及び暴力団排除条例第7条に規定する公安委員会規則で定める暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。

イ 運営

児童福祉施設は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならないこと。

この支配関係については、暴力団員等が施設等を運営する事業者（法人の場合はその役員等を含む。）や施設等の管理者等となって、施設等の運営について直接影響力を行使する場合のほか、施設等が外部から暴力団等の圧力等を受け、施設等との取引関係や施設等の利用関係において、暴力団等に利益や便宜の供与を行うといった場合も含まれるものである。具体的には、様々な支配の態様があり得ることから、個別具体の事案に応じて該当の有無について判断を行うこととなる。

【該当の有無の把握】

暴力団排除規定に対する該当の有無については、指定の申請時における暴力団排除規定を含むいわゆる指定拒否事由に該当しない旨の誓約書の提出を求めることにより確認の証左とするほか、必要に応じて兵庫県警察本部に照会し把握を行う。

県条例(自己評価)

○ 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例 第7条

第4項 児童福祉施設(助産施設を除く。次項から第9項までにおいて同じ。)は、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならない。

第5項 児童福祉施設は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。〈適用除外〉

自己評価結果の公表が義務づけられています。

● 自己評価及び改善

すべての社会福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならないこと。自己評価の頻度や方法は、条例上明記されていないが、基本的には、少なくとも年1回は評価を行い、対応の不十分な部分については改善を図ること。また、評価の方法については、基本的には、当該施設の運営に関する標準的な点検評価項目を整理した自己点検表を作成し、それに従って評価を行うことを想定している。

なお、自己評価に加え、第三者による外部評価(兵庫県福祉サービス第三者評価制度など)の導入を図ることが望ましいこと。

● 自己評価結果の公表

自己評価の結果については、施設運営の透明性を高め、利用者の選択に資するよう、できる限り公表に努めること。公表の方法については、利用者ができる限り情報取得しやすいよう、施設等で閲覧に供することに加え、インターネットのホームページに掲載するなど、複数の媒体で公開することが望ましいこと。

県条例(非常災害対応)

○ 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例 第7条

第6項 児童福祉施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

<国基準第6条第1項では努力義務>

第7項 児童福祉施設は、非常災害に備えるため、少なくとも毎月1回は、避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

<国基準第6条第2項は「避難及び消火に対する訓練」>

具体的な取組

- ア 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連絡体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策の万全を期さなければならないこと。
- イ 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法(昭和23年法律第186号)その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。
- ウ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。
- エ 「関係機関への通報及び連絡体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえような体制作りを求めることとしたものであること。

県条例(職員研修)

○ 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例 第7条

第8項 児童福祉施設は、省令第7条の2第2項の研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。

＜国基準第7条の2では計画策定義務は課されていない＞

● 研修の機会の確保

児童福祉施設は、職員の質の向上を図るため、各種研修機関が実施する研修や当該施設が実施する研修等へ参加する機会をできるだけ計画的に確保すること。

● 計画的な人材の養成

児童福祉施設は、職員の研修機会を確保するに当たっては、職員の職務内容、経験等に応じた研修の実施計画を作成し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて実施する研修の計画や内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めること。

具体的な実施計画の定め方は特に指定されないが、基本的には、年間計画のほか、職員ごとにキャリアアップの視点から、いつ、どのような研修を受けさせるかを定めることを想定している。また、研修の計画や内容の見直しに当たっては、研修の受講後に職員がその成果を業務上でどのように活かしているかを評価し、その結果を反映させていくことが重要であること。

県条例(事故対応)

○ 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例 第7条

第9項 児童福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が児童福祉施設の長に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故の発生の防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

第10項 児童福祉施設は、利用者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに関係行政機関、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

第11項 児童福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

第12項 児童福祉施設は、利用者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

● 事故発生の防止のための指針

児童福祉施設が整備する「事故発生の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むものとする。

ア 施設における事故の防止に関する基本的考え方

イ 事故の防止のための会議その他施設内の組織に関する事項

ウ 事故の防止のための職員研修に関する基本方針

エ 施設内で発生した事故、事故には至らなかったが事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくこと事故に結びつく可能性が高いもの（以下「事故等」という。）の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針

オ 事故等発生時の対応に関する基本方針

カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

キ その他事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針

● 事実の報告及びその分析を通じた改善策の職員に対する周知徹底

児童福祉施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、事故等について施設全体で情報共有し、その再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものではないことに留意すること。

具体的には、次のようなことを想定している。

ア 事故等について報告するための様式を整備すること。

イ 職員は、事故等の発生ごとに、その状況、背景等を記録するとともに、様式に従い、事故等について報告すること。

ウ イにより報告された事例について、事故等の発生時の状況等を分析し、事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討すること。

エ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。

オ 防止策を講じた後に、その効果について評価すること。

● 事故発生の防止のための会議及び職員への研修

事故発生の防止のための会議は、施設長のほか各職種の職員等が参加し、事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討すること。

また、研修では、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとする。徹底に当たっては、定期的な研修に加えて、事故等が発生した場合には必要に応じて随時に注意喚起を兼ねた研修を行うこと。また、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を行うことが重要であること。

● 損害賠償

児童福祉施設は、損害賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償しなければならない。そのため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。

県条例(調理員について)

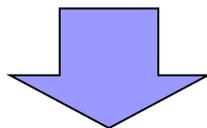
○ 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例 第7条

第13項 省令第33条第1項の規定により保育所（法第39条第1項に規定する保育所をいう。以下この条において同じ。）に置く調理員のうち少なくとも1人は、栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項の規定による栄養士の免許を有する者又は調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の規定による調理師の免許を有する者でなければならない。

<国基準第33条第1項では「調理員」とされ、資格不要>

＜特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準による施設型給付で積算されている項目＞

調理員等の配置人数については、2・3号の利用定員が40人以下であれば1人、41～150人であれば2人、151人以上であれば3人（うち1人は非常勤）とされているのでこれを充足すること。



定員	40人以下	41人以上 150人以下	151人以上
調理員等	1人	2人	3人

※3歳以上児について、給食の外部搬入を行っている場合は、2歳未満児の利用定員数に応じて調理員等を配置すれば足りる。

（この場合でも、1人以上有資格者を配置すること（条例による上乗せ基準））

県条例(自然及び生命の大切さについて学ぶ機会の提供)

○ 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例 第7条

第14項 保育所は、自然及び生命の大切さ等について学ぶ機会を提供するよう努めなければならない。

● 趣旨

「環境教育等による環境保全の取り組みの促進に関する法律」により、国・都道府県・市町は、学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講ずるものとされ、また、本県でも主要施策として取り組んでいることから、一層の推進に向け、保育所が自然や生命の大切さ等について学ぶ機会の提供に努めることを明文化した。

● 具体的な取組

事業者においては、以下の取組を参考に、その実施に努めること。

ア 園外での遠足やキャンプなど、日常生活や集団生活の中で、周囲の様々な環境に好奇心や探求心を持って関われる、体全体で自然と親しめる機会の提供

イ 菜園活動等を通じた“もったいない”の精神を育む取組の実施

ウ ゴミ拾い活動など、環境に配慮した生活習慣指導

エ 身近な動植物の世話等を通じた生命の不思議さや大切さを理解する豊かな心の涵養

県条例(子育て支援について)

○ 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例 第7条

第15項 保育所は、地域の子育て支援の拠点として、地域の乳児又は幼児及びその保護者に対して、その施設の開放、子育てに関する助言、情報の提供その他の援助等を積極的に行うとともに、地域で子育てに関わるボランティア、関係団体等との連携に努めるものとする。

● 具体的な取組

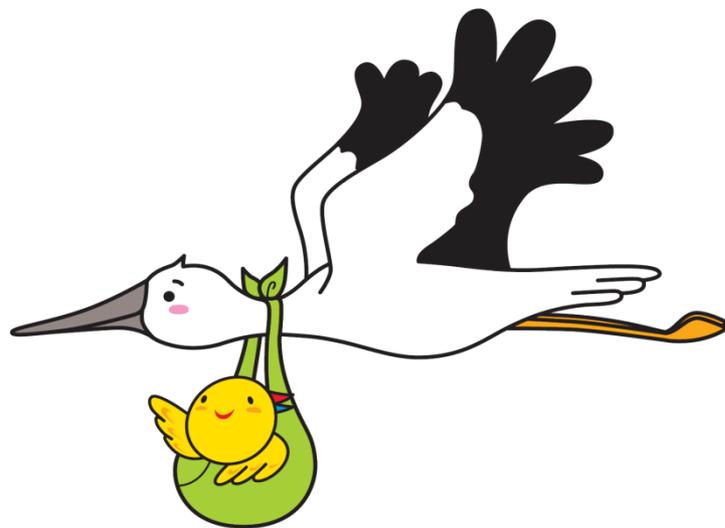
事業者においては、以下の取組を参考に、実施すること。

- ア 子育て親子の交流の機会の提供
- イ 子育て等に関する相談の実施
- ウ 地域の子育て関連の情報提供
- エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の開催 等

● 実施に当たっての留意事項

- ・ 子育て相談や親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育て力の向上を積極的に支援すること。
- ・ 子育て相談や親子の集う場を週3日以上開設する等保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること。
- ・ 子どもの教育及び保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させるとともに、地域の子育てを支援するボランティア、NPO、専門機関等と連携する等様々な地域の人材や社会資源を活かしていくこと。

認定こども園の認可・認定等 に関する審査基準



幼保連携型認定こども園の園長資格について

国規則	県審査基準	保有資格・免許	実務年数等	その他※1
第12条	8(1)	以下の全てを保有 ①教員免許(専修又は一種)※2 ②保育士登録	国規則第12条各号に定める職を5年以上	
第13条	8(2)	以下のいずれかを保有 ①教員免許(専修又は一種)※2 ②幼稚園教諭二種 ③保育士	以下のいずれかに該当 ①現行の施設長※3を5年以上※4 ②幼稚園、保育所又は認定こども園の教諭又は保育士(施設長を含む)として10年以上、教育、保育又は子育て支援に従事 ③別に定める園長研修を受講し、修了証の交付を受ける※5	以下のいずれにも該当 ①H26年度末時点で施設長であり、継続して施設長※6 ②副園長(教頭・主幹保育教諭)が8(1)該当、又は幼稚園教諭二種かつ保育士資格を有し、国規則第12条各号の職を5年以上従事 ③別に定める園長研修を受講し、修了証の交付を受ける※5(交付後も5年ごとの期間に受講・修了証の交付を努力義務)
	8(3)	なし		

認可までに受講の完了及び修了証の交付を受けることが必要！

※1 8(2)、(3)に該当する者は、上記の他、設置者の推薦書が必要。また、毎年、地方公共団体や関係団体等による園長研修等の受講に努めなければならない。

※2 教員免許(専修又は一種)は、幼稚園教諭でなくても可。

※3 「施設長」は、「幼稚園長、保育所長、認定こども園長」のことをいう。

※4 人事異動等に伴い、新たに幼保連携型認定こども園の園長として就任する者は、①が適用されない(②か③に該当する必要がある)。

※5 別に定める園長研修は次頁のとおり。

※6 H27年4月以降に、人事異動等に伴い当該園の園長を退いた後、再度就任する場合は、8(1)又は(2)に該当する必要がある(8(3)は適用除外、他園の園長に就任する場合も同じ)。

8 園長の資格(2)及び(3)③ 別に定める園長研修

- 全国認定こども園園長・副園長
ステップアップ研修会 I・II・III
(全国認定こども園協会)
- 認定こども園園長研修
(兵庫県・兵庫県内認定こども園関係団体
協議会)

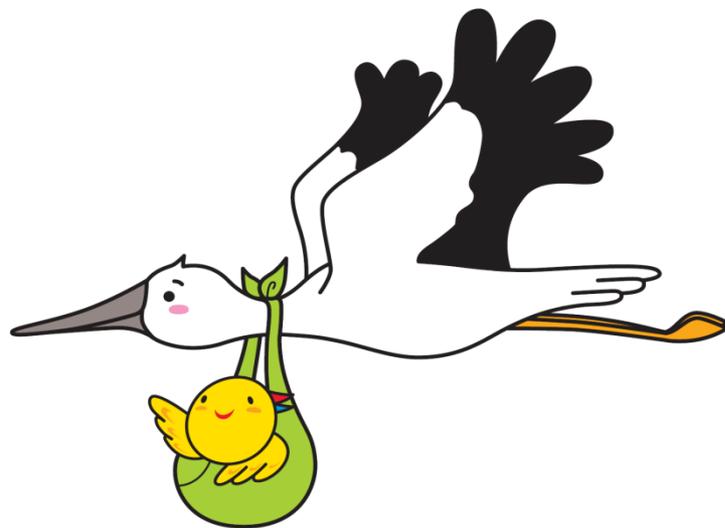
認定こども園の運営における実務経験等

○ 認定こども園法第3条第5項第2号及び第3号に規定する、国及び地方公共団体、学校法人、社会福祉法人以外の者が認定こども園(幼保連携型を除く)の認定を受ける場合の要件

- ① 認定こども園法第3条第5項第4号の規定(いわゆる欠格条項)に該当しないこと
- ② 現に幼稚園又は保育所、認可外保育施設として運営実績があり、以下のいずれかに該当すること
 - イ 幼稚園及び保育所については、設置後に指導監査(施設監査のことであり、子ども・子育て支援法上の確認監査は含まない)を受けており、文書指摘に相当する基準違反がない、又は改善済であること
 - ロ 現に認可外保育施設等として概ね3年以上運営実績があり、かつ、直近の会計年度において、当該施設を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務状況について、3年以上連続して損失を計上していないこと

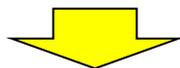
※ 認可外保育施設については、認可外保育施設に対する指導監督の実施について(平成13年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく認可外保育施設指導監督基準を継続して満たしていることが条件となる。
- ③ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第31条に基づく確認を受ける施設として相応しい施設であることを、市町等が認めていること(以下のいずれにも該当)
 - イ 市町の子ども・子育て会議等において議論し、その必要性や適格性について同意を得ている
 - ロ 市町等が、設置者及び施設長に社会的信望を有する旨を証明している

認定こども園の教育・保育要領



幼保連携型認定こども園教育・保育要領の策定について

- 全ての子どもに質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行うため、改正認定こども園法第10条に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他教育及び保育の内容に関する基準として策定
- 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園においても、この教育・保育要領を踏まえて教育又は保育を行わなければならない(改正認定こども園法第6条)



教育・保育要領告示文・解説・要録・事例集・参考資料等 (こども家庭庁HP)

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/kodomoen/kokuji/>

基本的な考え方

- 幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性
 - ・環境を通して行う教育及び保育を基本
 - ・健康・人間関係・環境・言葉・表現の5領域を維持し、ねらい・内容・内容の取扱いで構成
 - ・養護のねらいや内容、乳児・3歳未満児の保育の配慮事項について規定
- 小学校における教育との円滑な接続
 - ・乳幼児期にふさわしい生活を通じ、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う
 - ・小学校児童との交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど連携を通じた質の向上を図る
- 認定こども園として特に配慮すべき事項を考慮
 - ・0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を発達の連続性を考慮して展開
 - ・生活の連続性や生活リズムの多様性に配慮し、在園時間・入園時期・登園日数の違いを踏まえ、一人一人の状況に応じて工夫
 - ・環境の構成の工夫について、満3歳未満と満3歳以上の園児のそれぞれを明示

幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂(平成30年4月1日施行)のポイント

- 幼保連携型認定こども園の教育と保育が一体的に行われることを、教育・保育要領の全体を通して明確に記載。
 - ・園児が入園してから修了するまでの在園期間全体を通して行われることを記載。
 - ・発達や学びの連続性に配慮することを記載。
- 幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化。
 - ・教育保育において育みたい資質・能力 … 「知識・技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」
 - ・幼児期の終わりまでに育って欲しい姿 … 「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」
- 園児の理解に基づいた評価の実施、特別な配慮を必要とする園児への指導の充実。
- 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の明確化。
 - ・教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の役割等を記載。
 - ・子育ての支援と有機的に連携し、園児の園生活全体を捉え、作成する計画であることを記載。
- 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項の充実。
 - ・満3歳以上の園児の入園時や移行時等の配慮について記載。
 - ・多様な経験を有する園児同士の学び合いについて記載。
 - ・長期的な休業中やその後の教育及び保育の工夫等について記載。
- 乳児期及び満1歳以上満3未満の園児の保育に関する視点及び領域、ねらい及び内容並びに内容の取扱いの新たな記載。
- 近年の子どもの育ちをめぐる環境の変化等を踏まえ、満3歳以上の園児の教育及び保育の内容の改善及び充実。
- 近年の課題に応じた健康及び安全に関する内容の充実。
 - ・災害への備えに関して新たに記載。
 - ・教職員間の連携や組織的な対応等についてを強調して記載。
- 子育ての支援に関する内容の充実。
 - ・多様な生活形態の保護者が在園していることへの配慮の記載。
 - ・幼保連携型認定こども園の地域における子育ての支援の役割についての記載。

第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等

2 指導計画の作成と園児の理解に基づいた評価

(4) 園児の理解に基づいた評価の実施

園児一人一人の発達を理解に基づいた評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導の過程を振り返りながら園児の理解を進め、園児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすようにすること。その際、他の園児との比較や一定の基準に対する達成度についての評価によって捉えるものではないことに留意すること。

下線部：主な改訂箇所

- 評価の実施に当たっては、指導の過程を振り返りながら、園児がどのような姿を見せていたか、どのように変容しているか、そのような姿が生み出されてきた状況はどのようなものであったかといった点から園児の理解を進め、園児一人一人のよさや可能性、特徴的な姿や伸びつつあるものなどを把握するとともに、保育教諭等の指導が適切であったかどうかを把握し、指導の改善に生かすようにすることが大切である。
- 園児の理解に基づいた評価を行う際には、他の園児との比較や一定の基準に対する達成度についての評価によって捉えるものではないことに留意する必要がある。

第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等

2 指導計画の作成と園児の理解に基づいた評価

(4) 園児の理解に基づいた評価の実施

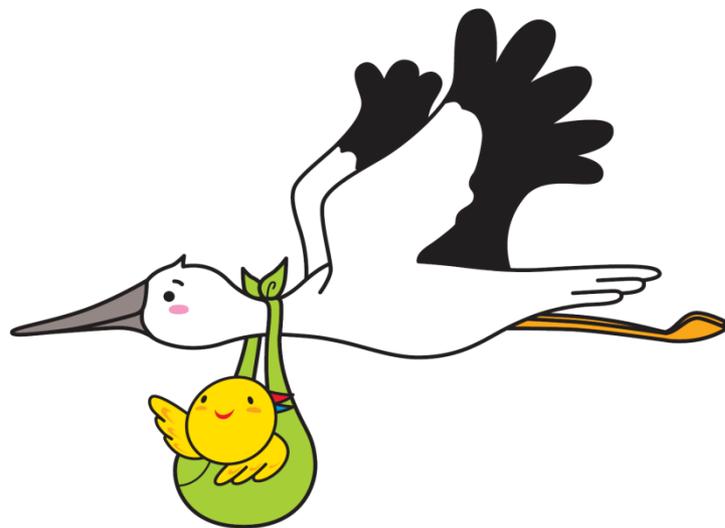
園児一人一人の発達の理解に基づいた評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

イ 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、次年度又は小学校等にその内容が適切に引き継がれるようにすること。

下線部：主な改訂箇所

- 評価の妥当性や信頼性が高められるよう、例えば、園児一人一人のよさや可能性などを把握するために、日々の記録やエピソード、写真など園児の評価の参考となる情報を生かしながら評価を行ったり、複数の保育教諭等で、それぞれの判断の根拠となっている考え方を突合わせながら同じ園児のよさを捉えたりして、より多面的に園児を捉える工夫をするとともに、評価に関する園内研修を通じて、園全体で組織的かつ計画的に取り組むことが大切。

認定こども園への移行の ために必要な手続



認定こども園への移行のための必要な手続 (1)

1 必要な申請手続き等(公立・私立、類型別)

	幼保連携型認定こども園の認可	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定
私立	認可申請 (様式第1号)	認定申請 (様式第1号の2)
公立	設置届 (様式第1号)	

2 認可・認定申請、設置届の提出先

	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園
政令市 中核市	政令市・中核市	
その他 市町	兵庫県 (私立はこども政策課、公立は健康福祉事務所)	兵庫県 (こども政策課)

認定こども園への移行のための必要な手続 (2)

3 認可・認定申請までに必要な事前準備

(1) 法人理事会での審議

認定こども園への移行について、理事会で承認を受けておくことが必要(議事録の添付を要する)

幼保連携型への移行の場合、現在の施設の廃止についても協議しておくこと

(2) 市町担当課と定員設定について協議

① 市町の「子ども・子育て支援事業計画」への位置付け

② 保育室等の収容可能な範囲での定員設定

※ 保育室、乳児室、ほふく室、園舎、園庭

※ 認可・認定日の入所児童数 ≤ 定員 となるように設定

4 令和7年4月1日認可・認定スケジュール(現時点での予定)

日付	内容	備考
R7.6月	認可・認定申請書提出依頼	市町を通じて5月頃依頼
随時	申請書受付・現地確認	主に6～7月
R7.8月～9月	兵庫県認定こども園審議会	市町・事業者とも出席
R7.9月末	認可・認定内示	内示後園児募集が可能
内示後	補正申請書・追加書類提出依頼	市町を通じて依頼
R7.10月末	補正申請書・追加書類提出期限	園→市町→県
～R7.3月末	認可・認定	

※ 公立施設に係る幼保連携型以外の認定は、手続きが異なるため別途通知

認定こども園設置認可・認定までの流れ

【参考資料P. 1 「認定こども園設置認可・認定申請手続きについて」 参照】

① 現地確認

希望施設において認可・認定要件を備えているか等ヒアリングを実施するとともに、市町における定員の需給状況についても確認

※ 申請者(事業者)へは、認定こども園化を希望する理由の説明を求める

※ 市町へは、計画や需給バランス、定員管理の状況などから認定こども園の必要性の説明を求める

② 兵庫県認定こども園審議会への付議

希望施設の認可・認定について諮問し、意見を求める

※ 審議会当日は申請者(事業者)と市町担当者の同席を求める

③ 内示

審議会の意見を参考に審査の上、内示書を交付

※園児の募集は内示後

④ 認可・認定

内示後、必要書類の補正、追加提出を経て、設置認可書・認定書を交付

認可・認定必要書類の提出の概要

【参考資料P. 2～3 参照】

○現地確認前

現地調査に先立ち原案として申請書等をデータで提出(別に指定するもののみ)

○現地確認終了後～認定こども園審議会

現地調査での補正指示を受けて修正し、データで提出(認可申請欄に○のある書類のみ)

区分	番号	確認事項及び必要書類	確認欄	提出時期		備考	原本
				認可申請	追加提出		
様式 申請書	1	幼保連携型認定こども園設置認可申請書(届出書) (様式第1号)		○	●		○
	2	誓約書(1)		○		法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例第7条第2項及び第3項の規定に関する誓約書(施設長が暴力団員等でないこと及び施設がその運営について、暴力団等の支配を受けていないことに関する誓約書)	○
	3	誓約書(2)		○		認定こども園法第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書	○

○内示後～認可・認定

随時補正指示を受けて修正し、正本1部及び副本(部数は類型により異なる)を提出(追加提出欄に○、●のある書類の追加、修正が必要)

兵庫県ホームページのご案内

【兵庫県ホームページURL】

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/>

(「兵庫県 トップページ」に移動してください。)

ホーム > 分類から探す > 暮らし・教育
> こども・若者・家庭 > 子育て・家庭
> 「認定こども園について」

「認定こども園について」掲載内容

○認定こども園の認可・認定申請

申請様式や必要書類一覧などを掲載

※現在は令和7年4月認可・認定用の資料が掲載されています(令和7年5～6月に更新予定)

○運営状況報告・変更届・職員配置基準の緩和の特例の報告

例年5月に依頼する運営状況報告、申請内容に変更が生じた際の変更届の様式等、職員配置緩和特例の適用報告様式を掲載

○認定こども園園長等研修・当研修

認定こども園園長等研修、主幹保育教諭等研修、認定こども園への移行に向けた研修・説明会の案内や資料等を掲載

○認定こども園の自己点検・自己評価のリスト及び手引き

各園での自己点検・自己評価、情報公開を促進するため、チェック内容のリスト、及び手引きを作成し掲載